

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成28年3月2日

長洲町長 中逸 博光



記

1. 取りまとめた協議結果の名称  
第二腹赤地区 人・農地プラン
2. 協議の場を設けた区域の範囲  
第二腹赤地区【腹赤校区】
3. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成28年3月2日
4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況  
○経営体数  
    個 人      13 経営体（うち認定農業者：12 経営体）  
    法 人      1 経営体（うち認定農業者： 1 経営体）  
    集落営農      0 組織

※認定農業者の共同申請については、1 経営体として計上

5. 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はあるが十分ではない / 担い手がない

6. 当該区域における農業の将来の在り方  
    中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針  
    農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ、中心となる経営体への集積を図る。